

# 鶴見区マスコットキャラクター 「ワックン」事務取扱要領

## (目的)

1. この要領は、鶴見区マスコットキャラクター「ワックン」及び「ワックンファミリー」（以下「ワックン」）について、鶴見区としてそのキャラクター性を広く浸透させるために、統一された「ワックン」の使用を図ることを目的として、必要な事項を定めるものです。

## (主管課)

2. 「ワックン」の使用に関する管理については、鶴見区区政推進課（以下「区政推進課」）が行います。

## (デザイン)

3. この要領で定める「ワックン」のデザインは、区政推進課が管理又は保有するデザインとします。  
また、今後、新たに制作・委託して創作された「ワックン」のデザイン及びその加工・変形等を承諾したデザイン（二次的著作物）についても同様とします。

## (権利)

4. 「ワックン」に関する一切の権利は、鶴見区に属します。

## (使用申請)

5. 「ワックン」のデザインを使用するときは、使用状況がわかる完成見本等を添えて、別紙（ワックンイラスト 使用許可申請書又はワックンサンバイザー 使用許可申請書）を提出するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
  - (1) 鶴見区又は横浜市が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
  - (2) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
  - (3) その他区政推進課長が認めるとき。

## (使用を承認しない場合)

6. 「ワックン」のデザイン使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとします。
  - (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
  - (2) 鶴見区の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
  - (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
  - (4) 特定の企業・商店だけの利益を目的とするとき。
  - (5) その他承認することが不相当と区政推進課長が認めるとき。

### (使用上の遵守事項)

7. 「ワックン」のデザインを使用するすべての者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
  - (1) 原則としてデザインの上または下に「鶴見区のマスコット ワックン」のキャプションを明示すること。
  - (2) 原則としてデザインの変形や色の変更をしないこと。無断でほかの図形等と重ねて使用しないこと。また、縮小及び拡大により倍率を変更する等、縦横比が変わらない方法で使用する。

ただし、以下の事項に限り、デザインの加工・変形等を認める。  
背景・物品等のデザイン追加、及び他デザイン物等への貼付け。  
(例：吹き出しをつける、旗を持たせる、写真に貼付ける等  
追加・貼付けを行うデザイン物の著作権を侵害しないよう、十分注意してください。)

なお、ワックンサンバイザーの帯（左翼）部分及び裏面は任意のロゴやデザインを挿入できるものとします。
- 2 第5条の規定による使用承認を受けた団体等は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
  - (1) 承認を受けた使用内容のみに使用すること。
  - (2) 承認にかかわる物品等の完成品を区政推進課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。

### (商品等への使用)

8. 「ワックン」のデザインを使用した金品及び商品等の製作については、事前に区政推進課と協議し、その同意を得るものとします。

なお、使用に際する著作権等への代価は、無償とすることができるものとします。

### (使用の中止)

9. 使用者がこの要綱に違反したときや「ワックン」の使用内容に不適當があると認められるときは、区政推進課長はその使用の中止を求めることができます。この場合において、使用者は、直ちにその求めに従うものとします。また、この当該使用をした者に損害が生じても、鶴見区はその責めを負いません。

### (使用の非独占制等)

10. 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「ワックン」を使用する権利を付与するものではありません。
  - 2 使用承認は、使用者、使用するイベント等について鶴見区の推奨を行うものではありません。

### (損害賠償)

11. 鶴見区は、「ワックン」のデザインを使用したことに起因する損害について一切の責任を負いません。
  - 2 使用者は、「ワックン」のデザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとします。
  - 3 使用者は、「ワックン」のデザインの使用に際して故意又は過失により横浜市及び鶴見区に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

(制定年月日)

12. 「ワックン」の制定年月日を表示する場合は、「ワックン」の名称が公募により決定された「昭和63年」とします。

(補則)

13. この要領に定めるもののほか、「ワックン」の取扱いに係る必要事項は、区政推進課が別に定めます。

付 則

1. この要領は、平成16年 2月 20日から適用する。
2. この要領の適用以前に、第3項で定めるデザインを用いずに表現された、既存の「ワックン」の取扱等については、従前のおりとしします。

付 則

この要領は、平成26年 4月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成30年 2月15日から適用する。

付 則

この要領は、平成31年 1月22日から適用する。